

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9 月 1 日
【会社名】	パナホーム株式会社
【英訳名】	PanaHome Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 龍二
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市新千里西町一丁目 1 番 4 号
【電話番号】	(0 6) 6 8 3 4 - 5 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 北野 幸治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号
【電話番号】	(0 3) 3 3 4 3 - 2 6 6 1
【事務連絡者氏名】	東京支社 経営管理部長 東元 良光
【縦覧に供する場所】	パナホーム株式会社東京支社 (東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号) パナホーム株式会社神奈川支社 (横浜市都筑区中川中央一丁目28番 9 号) パナホーム株式会社愛知支社 (名古屋市名東区一社一丁目83番地) パナホーム株式会社神戸支社 (神戸市中央区京町69番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年8月31日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月31日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

併合の割合

当社株式について、33,589,784株を1株に併合いたします。

株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年10月2日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）および第8条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成29年10月2日に効力が発生するものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	141,437	14,081	-	（注）	可決（90.91％）
第2号議案	140,260	15,272	-	（注）	可決（90.14％）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上